

証券コード 7356

2020年12月8日

株主各位

東京都港区三田一丁目4番1号
住友不動産麻布十番ビル3F
Retty株式会社
代表取締役社長 武田 和也

第10期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをここにご通知いたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月22日(火)当社営業時間終了の時(午後6時30分)までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月23日(水) 午前10時
2. 場 所 東京都港区三田一丁目4番1号
住友不動産麻布十番ビル3F
当社 会議室

3. 目的事項

報告事項 第10期(2019年10月1日から2020年9月30日
まで)事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名
選任の件

以 上

.....

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添付資料

事業報告

(自 2019年10月1日
至 2020年9月30日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当社を取り巻く事業環境は、消費税増税直後においてインターネット広告市場全体が一時的な需要の落ち込みを見せたものの、その後は徐々に回復傾向にあり前事業年度に引き続き堅調に推移しておりました。しかしながら、2019年末頃の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生、その後の感染拡大、及び拡大防止のための緊急事態宣言の発令により我が国経済は大きな打撃を受けております。緊急事態宣言が2020年5月下旬に解除されて以降、一定の回復の兆しは見せているものの、まだ完全に回復したとは言い難い状態にあります。

このような状況の中、当社が属する外食産業は未曾有の事態に遭遇しております。飲食店では自粛要請による短縮営業を余儀なくされており、客足の鈍化から事業の継続が困難となる飲食店も増えております。このような環境下において、飲食店では常連客・固定客を拡大する仕組みや新たな事業領域の展開が急務となっており、当社が提供するソリューションの価値が高まっております。当社では、外食産業において、特にオンラインを中心とした販促市場や新たな事業領域の拡大に向けたデジタルトランスフォーメーションに関連するニーズは今後も増大していくものと見込んでおり、外食産業における新常態を確立するべく新規商品の投入も実施いたしました。

FRM（Fan Relationship Management の略称）については、当事業年度において、緊急事態宣言期間中の休業を余儀なくされた一部の飲食店に対し、月額利用料の免除を行いました。また閉店等による突発的な解約により、収益基盤となる有料店舗数が一時的に減少しております。しかしながら、緊急事態宣言の解除以降、有料店舗申込数や解約率などの指標は、直近において緊急事態宣言発令前の水準まで回復しつつあります。広告については、当事業年度において、緊急事態宣言の発令に起因したユーザー数の急激な落ち込みにより受注額が一時的に減少しました。しかしながら、緊急事態宣言の解除以降は回復基調にあります。コンテンツソリューションについ

では、「Retty」に蓄積された食領域のビッグデータ連携基盤「Food Data Platform」の提供を開始しておりますが、COVID-19の影響により、新たなクライアントの獲得は限定的となっております。上記の結果として、当事業年度における売上高は2,215百万円となりました。

費用面では、サーバー費用をはじめとした各種コストの抑制施策を、COVID-19の感染拡大を機にさらに引き締めた水準で実施し、経営効率の最適化を進めました。一方で、Go To Eat キャンペーンの開始に伴う当社独自キャンペーンの周知に向けたCMやWebプロモーションなどの広告宣伝費、有料店舗の獲得に向けたインフラ増強のための広告宣伝費及び販売促進費を計上しました。その結果、当事業年度における売上原価は799百万円、販売費及び一般管理費は1,699百万円となりました。

上記の結果として、当事業年度における各段階損益は、営業損失283百万円、経常損失274百万円、当期純損失324百万円となりました。

②設備投資等の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、32百万円であります。

その主なものは、本社オフィス改装工事26百万円であります。

③資金調達の状況

当事業年度中に、COVID-19の影響による運転資金需要に備え、金融機関より長期借入金として400百万円の資金調達を行いました。また、金融機関と200百万円のコミットメントライン契約を締結いたしました。

加えて、2020年8月24日付で新株予約権の行使を受けたことにより800,000株の新株式を発行し、69百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第7期	第8期	第9期	第10期 (当事業年度)
	2017年 9月期	2018年 9月期	2019年 9月期	2020年 9月期
売上高 (千円)	1,268,337	1,690,541	2,268,123	2,215,551
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△392,198	△221,021	99,899	△274,055
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△427,377	△230,421	155,849	△324,030
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△365.93	△197.29	133.44	△33.23
総資産 (千円)	996,897	779,789	1,055,457	1,533,832
純資産 (千円)	758,623	536,905	692,754	429,529
1株当たり純資産 (円)	△1,501.15	△1,101.19	△967.75	40.45

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2020年3月10日付で当社株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下の4点になります。

① 利用者数・投稿数の増加、ユーザビリティの向上

当社が今後も高い成長率を維持していくためには、運営サービスである「Retty」の知名度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。当事業年度においては、2020年5月には、COVID-19感染拡大による影響で月間利用者数が3,020万人と減少しておりますが、その後8月には4,393万人（前年同月比103.9%）まで回復しております。今後も利用者数の増加、影響力のあるユーザーによる口コミ投稿数増加及びユーザビリティの更なる向上を通じて、ユーザーから最も支持されるグルメプラットフォームとしてのポジションを確立すべく、効果的なプロモーション活動の実施や、開発による機能改良等の各種施策を実行してまいります。

② 販売代理店の営業体制の拡充

有料店舗及び無料店舗は、営業稼働人員数に応じて増加するものであり、販売代理店の営業体制の拡充が必要不可欠と考えております。COVID-19の影響による販売代理店の休業等の影響により、2020年5月から6月（2020年4月及び5月の営業活動結果）にかけては有料店舗の月平均獲得店舗数は300件程度に落ち込みましたが、足許の当事業年度第4四半期には平均520件以上に回復しております。当社はこれまで多くの販売代理店と契約を締結することによって営業稼働人員数を増加させ、それに伴って有料店舗及び無料店舗を拡大してまいりました。今後も、有料店舗を拡大させていくため、販売代理店の陣容拡大や教育などの更なる販売力の向上を図ってまいります。

③ 組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが不可欠であると考えております。当社の「食を通じて世界中の人々をHappyに。」というビジョンに共感し、高い意識を持った優秀な人材を採用していくために積極的な採用活動を行ってまいります。また、人員の増加にあわせて、従業員の育成を強化することで、組織力の向上に取り組んでまいります。

④ 技術力の強化について

今後、更なるサービスの拡充・強化に向けてビッグデータの分析・活用を加速させていくためには、その基盤となる技術力を継続的に強化していく必要があります。現時点において、開発者比率（「Retty」の開発及び改善を担当するプロダクト部門・エンジニアリング部門の人員数の合計を総従業員数で割り返した数値です）

は、半数程度となっておりますが、今後は更に優秀な技術者の採用及び育成、先端技術への投資、技術志向な風土の維持等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年9月30日現在）

実名型グルメプラットフォーム「Retty」の運営

(6) 主要な営業所（2020年9月30日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都港区

(7) 従業員の状況（2020年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
131（58）名	12名増 （9名増）	30.5歳	2.8年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	300,000千円
株式会社みずほ銀行	246,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円
株式会社きらぼし銀行	93,332千円

(9) その他会社の状況に関する重要な事項

当社は、2020年10月30日付をもって、東京証券取引所マザーズへ株式を上場いたしました。

2. 株式の状況 (2020年9月30日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,612,504株 |
| (3) 株主数 | 17名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
武田 和也	3,560,000 株	33.5 %
YJ 2号投資事業組合	1,588,376	15.0
JAPAN VENTURES I L.P.	1,249,610	11.8
AT- I 投資事業有限責任組合	870,596	8.2
WiL FUND I, L.P.	753,660	7.1
CA Startups Internet Fund 1号 投資事業有限責任組合	479,336	4.5
テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合	464,952	4.4
NTTインベストメント・パートナーズファンド3号投資事業有限責任組合	400,000	3.8
長束 鉄也	360,000	3.4
林 正栄	288,760	2.7

(注) 持株比率は、小数点第2位以下を四捨五入しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第3回新株予約権
発行決議日	2013年5月22日
新株予約権の数	3個
保有人数 取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）1. 2.	当社普通株式 24,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1. 2.	1株当たり 89円
新株予約権の行使期間	2015年6月1日から 2023年5月22日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）3.

（注）1. 2015年4月30日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役・従業員として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。また、会社協力者として割当を受けた者は、権利行使時においても、会社協力者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。
- ② 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

名 称	第7回新株予約権
発行決議日	2015年7月13日
新株予約権の数	4,500個
保有人数 社外取締役（監査等委員であるものを除く）	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）1.	当社普通株式 36,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 （注）1.	1株当たり 682円
新株予約権の行使期間	2017年7月14日から 2025年7月13日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）2.

（注）1. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

名 称	第 11 回新株予約権
発行決議日	2017 年 3 月 23 日
新株予約権の数	900 個
保有人数	
監査等委員である取締役	1 名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 1.	当社普通株式 7,200 株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 （注） 1.	1 株当たり 960 円
新株予約権の行使期間	2019 年 5 月 19 日から 2027 年 4 月 18 日まで
新株予約権の主な行使条件	（注） 2.

（注） 1. 2020 年 2 月 18 日開催の取締役会決議に基づき、2020 年 3 月 10 日付で株式 1 株につき 8 株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

名 称	第 15 回新株予約権
発行決議日	2018 年 9 月 27 日
新株予約権の数	700 個
保有人数	
監査等委員である取締役	2 名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注) 1.	当社普通株式 5,600 株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1.	1 株当たり 2,312 円
新株予約権の行使期間	2020 年 9 月 29 日から 2028 年 8 月 28 日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 2.

(注) 1. 2020 年 2 月 18 日開催の取締役会決議に基づき、2020 年 3 月 10 日付で株式 1 株につき 8 株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

名 称	第 16 回新株予約権
発行決議日	2019 年 9 月 27 日
新株予約権の数	400 個
保有人数 社外取締役（監査等委員であるものを除く）	1 名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 1 .	当社普通株式 3,200 株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 （注） 1 .	1 株当たり 2,312 円
新株予約権の行使期間	2021 年 9 月 29 日から 2029 年 8 月 28 日まで
新株予約権の主な行使条件	（注） 2 .

（注） 1 . 2020 年 2 月 18 日開催の取締役会決議に基づき、2020 年 3 月 10 日付で株式 1 株につき 8 株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2 . 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2020年9月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	武田 和也	
取締役	長束 鉄也	
取締役	本田 浩之	TVISION INSIGHTS 株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	大杉 泉	大杉公認会計士事務所 所長 社会福祉法人偕恵園 監事 オプティメッドホールディングス株式会社 監査役 株式会社インティメート・マージャー 監査役 株式会社サン・システム 監査役
取締役 (監査等委員)	梅澤 真由美 (戸籍名：福原 真由美)	梅澤公認会計士事務所 代表 管理会計ラボ株式会社 代表取締役 ジャパン・ホテル・リート投資法人 監督役員
取締役 (監査等委員)	森 一生	代官山綜合法律事務所 代表弁護士 株式会社ファーストロジック 社外監査役 丹平製薬株式会社 社外監査役 株式会社スポーツフィールド 社外監査役 株式会社 SDGth 代表取締役

- (注) 1. 取締役本田浩之氏並びに取締役(監査等委員)大杉泉氏、梅澤真由美氏、森一生氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)大杉泉及び梅澤真由美の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当期中に退任した取締役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日並びに退任事由は、次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任日の会社における地位・ 担当及び重要な兼職の状況
堤 達生	2020年8月25日	辞任	社外取締役 STRIVE 株式会社 代表取締役
村田 純一	2020年8月25日	辞任	社外取締役 Eight Roads Ventures Japan プリンシパル

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

2020 年 8 月 25 日をもって辞任いたしました社外取締役堤達生及び村田純一の両氏とも、同様の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	3 名	30,093 千円
取締役（監査等委員）	3	8,400
計	6	38,493
（うち社外役員）	（4）	（13,200）

（注）社外役員の員数は、2020 年 8 月 25 日付で退任した無報酬の取締役 2 名を除いております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役本田浩之氏は、TVISION INSIGHTS 株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員取締役大杉泉氏は、大杉公認会計士事務所の所長、社会福祉法人偕恵園の監事、オプティメッドホールディングス株式会社の監査役、株式会社インテイメート・マージャーの監査役及び株式会社サン・システムの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員取締役梅澤真由美氏は、梅澤公認会計士事務所の代表、管理会計ラボ株式会社の代表取締役及びジャパン・ホテル・リート投資法人の監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員取締役森一生氏は、代官山総合法律事務所代表弁護士、株式会社ファーストロジックの社外監査役、丹平製薬株式会社の社外監査役、株式会社スポーツフィールドの社外監査役及び株式会社 SDGth の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 堤 達生	2020年8月25日辞任までの当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。ベンチャーキャピタリストとして多数の投資先の経営に携わってきた経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってまいりました。
取締役 村田 純一	2020年8月25日辞任までの当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。ベンチャーキャピタリストとして多数の投資先の経営に携わってきた経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってまいりました。
取締役 本田 浩之	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席いたしました。経営に関する豊富な経験と広い見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってまいります。
取締役（監査等委員） 大杉 泉	当事業年度に開催された取締役会23回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査役又は監査等委員としての豊富な経験と、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってまいります。また、監査等委員会において、監査等委員長として、適宜、必要な発言を行ってまいります。
取締役（監査等委員） 梅澤 真由美	当事業年度に開催された取締役会23回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってまいります。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行ってまいります。
取締役（監査等委員） 森 一生	当事業年度に開催された取締役会23回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってまいります。また、監査等委員会において、当社の内部統制システム並びにコンプライアンス体制について、適宜、必要な発言を行ってまいります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- ii. 当社は、社内及び社外に複数の通報窓口を設けた内部通報制度を整備し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- iii. 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
- iv. 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に適切に記録し、保存する。
- ii. 取締役が当該文書又は電磁的媒体を必要に応じて速やかに閲覧できる体制を整備する。
- iii. 「機密情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に基づき、機密情報及び個人情報を保護するための体制の構築に努める。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対処するため、「危機管理規程」を整備し、適宜見直しを行う。また、コーポレート部門が主管部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を

開催する。

- ii. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- i. 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を求めることができるものとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
- ii. 監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員の指示に基づき、監査等委員会の監査に関わる権限の行使を補助するものとする。

⑥前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- i. 前号の使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、その任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の事前の同意を得た上で行うものとする。
- ii. 前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査等委員会の職務に関する使用人への指示は監査等委員より直接行うものとする。
- iii. 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- i. 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
- ii. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ前号の報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）

及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該職務の執行に必要なと認められた場合を除き速やかに当該処理をする。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各種社内規程整備の整備と適時の見直し、反社会的勢力排除のためのフロー構築等を行っております。
- ②当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を12回、臨時取締役会を11回開催しました。また、取締役の職務執行の記録として取締役会議事録を整備し、取締役が閲覧できる状況を構築しております。
- ③監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人と連携を図り、積極的に情報交換を行ってまいりました。また、内部監査担当との連携についても、より実効性の高い監査となるよう協議を重ねてまいりました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

当社の配当の決定機関は取締役会であります。なお、2020年8月25日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,134,820	流動負債	755,634
現金及び預金	459,205	短期借入金	346,000
売掛金	244,938	1年内返済予定の長期借入金	44,664
前払費用	393,856	未払金	201,791
その他	74,238	未払費用	20,531
貸倒引当金	△37,417	未払法人税等	530
		預り金	16,652
固定資産	399,011	前受収益	42,151
有形固定資産	109,564	賞与引当金	68,882
建物	114,520	その他	14,431
工具、器具及び備品	39,038		
減価償却累計額	△43,994	固定負債	348,668
無形固定資産	3,496	長期借入金	348,668
ソフトウェア	3,496		
投資その他の資産	285,951	負債合計	1,104,302
破産更生債権等	1,825	(純資産の部)	
長期前払費用	115,623	株主資本	429,249
敷金及び保証金	170,318	資本金	95,000
その他	10	資本剰余金	658,279
貸倒引当金	△1,825	資本準備金	658,279
		利益剰余金	△324,030
		その他利益剰余金	△324,030
		繰越利益剰余金	△324,030
		新株予約権	280
		純資産合計	429,529
資産合計	1,533,832	負債・純資産合計	1,533,832

損 益 計 算 書

〔 自 2019年10月1日
至 2020年9月30日 〕

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,215,551
売上原価		799,416
売上総利益		1,416,135
販売費及び一般管理費		1,699,610
営業損失		283,474
営業外収益		
受取利息	19	
助成金収入	13,761	
その他	125	13,906
営業外費用		
支払利息	3,576	
為替差損	910	4,487
経常損失		274,055
特別利益		
新株予約権戻入益	8,795	8,795
税引前当期純損失		265,260
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	58,238	58,769
当期純損失		324,030

株主資本等変動計算書

〔 自 2019年10月1日
至 2020年9月30日 〕

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100,000	1,084,612	—	1,084,612	△501,949	△501,949	682,662
当期変動額							
減資	△40,308	△461,640	501,949	40,308			—
欠損填補			△501,949	△501,949	501,949	501,949	—
新株の発行	35,308	35,308		35,308			70,617
当期純損失					△324,030	△324,030	△324,030
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	△5,000	△426,332	—	△426,332	177,919	177,919	△253,412
当期末残高	95,000	658,279	—	658,279	△324,030	△324,030	429,249

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	10,092	692,754
当期変動額		
減資		—
欠損填補		—
新株の発行		70,617
当期純損失		△324,030
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△9,812	△9,812
当期変動額合計	△9,812	△263,225
当期末残高	280	429,529

〔個別注記表〕

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～22年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症に関して)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生及びその後の感染拡大による影響に関して、当事業年度の末日現在において、当社の経営成績に対しても一部影響が生じております。

当該事象が経済、企業活動に与える影響は極めて広範なものであり、その終息時期等を予想することは現時点では困難なことから、当社は外部の情報源に基づく情報等も踏まえ、今後、当事業年度末以降の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 10,612,504株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,390,584株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金等であります。なお、発生した繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、コーポレート部門が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクにさらされておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

短期借入金、長期借入金及び未払金に係る流動性リスクは、コーポレート部門が適時に収支計画を作成・更新し、預金残高を管理することによりリスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。((注)2をご参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	459,205	459,205	—
(2)売掛金	244,938		
貸倒引当金(※1)	△37,417		
	207,521	207,521	—
資産 計	666,726	666,726	—
(1)短期借入金	346,000	346,000	—
(2)未払金	201,791	201,791	—
(3)長期借入金(※2)	393,332	392,796	△535
負債 計	941,123	940,587	△535

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 投資有価証券（貸借対照表計上額0千円）は、非上場株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。また、敷金及び保証金（貸借対照表計上額170,318千円）は、市場価格がなく、退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	武田和也	(33.5)	当社代表取締役社長	新株予約権の行使	69,600	—	—

(注) 2014年8月15日の株主総会決議に基づき発行した第5回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 40円45銭
2. 1株当たり当期純損失 33円23銭

(注) 当社は、2020年2月18日開催の取締役会決議により、2020年3月10日付で当社株式1株につき8株の割合で株式分割を行っているため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は今後の運転資金の需要増加に備えて、金融機関との当座貸越契約に基づき次の通り借入を実行いたしました。

①資金の用途

運転資金

②借入先の名称

株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行

③借入金額、借入条件

借入金額 330,000 千円

借入金利 基準金利+スプレッド

④借入の実施時期、返済期限

借入実行日 2020年10月27日及び2020年10月28日

返済期限 2020年12月30日

⑤担保提供資産

無し

(公募による新株式の発行)

当社は、2020年10月30日に東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。この株式上場にあたり、2020年9月28日及び2020年10月13日開催の取締役会において、以下のとおり新株式の発行を決議いたしました。また、2020年10月22日に発行価格を以下のとおり決定しております。

なお、公募による新株式の発行につきましては2020年10月29日に払込を受けており発行済株式数、資本金及び資本剰余金の額が増加しております。

この結果、資本金は203,560千円、発行済株式総数は10,812,504株となっております。

① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

② 発行する株式の種類及び数：普通株式 200,000株

③ 発行価格：1株につき 1,180円

一般募集はこの価格にて行いました。

④ 引受価額：1株につき 1,085.60円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤ 払込金額：1株につき 977.50円

この金額は会社法上の払込金額であり、2020年10月13日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥ 資本組入額：1株につき 542.80円

⑦ 発行価額の総額： 195,500千円

⑧ 資本組入額の総額： 108,560千円

⑨ 払込金額の総額： 217,120千円

⑩ 払込期日：2020年10月29日

⑪ 資金の用途：事業拡大に向けた人件費及び採用費用、当社と契約した飲食店増加に向けた代理店の体制構築への投資、新商品の開発に向けた投資、海外事業に向けた投資に充当する予定であります。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は2020年9月28日及び2020年10月13日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式発行を以下のとおり決議いたしました。また、2020年10月22日に割当価格を以下のとおり決定しております。

- ① 発行する株式の種類及び数：普通株式 722,700株
- ② 割当価格：1株につき1,085.60円
- ③ 資本組入額：1株につき542.80円
- ④ 割当価格の総額：784,563千円
- ⑤ 払込期日：2020年12月2日
- ⑥ 割当先：大和証券株式会社
- ⑦ 資金の用途：上記（公募による新株式の発行）⑩ 資金の用途と同様であります。

独立監査人の監査報告書

2020年11月19日

R e t t y 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 部 直 哉 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 慎 吾 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、R e t t y株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につ

いても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月26日

Retty 株式会社 監査等委員会

監査等委員 大杉 泉 印

監査等委員 梅澤 真由美 印

監査等委員 森 一生 印

(注) 監査等委員大杉 泉、梅澤 真由美及び森 一生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会はずべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	たけだ かずや 武田 和也 (1983年9月2日)	2007年4月 (株)ネットエイジ(現 ユナイテッド (株)入社 2010年11月 当社設立 代表取締役(現任)	3,560,000株
2	なつか てつや 長束 鉄也 (1983年3月5日)	2006年4月 DOWA ホールディングス(株) 入社 2008年4月 (株)フラクタリスト(現 ユナイテッ ド(株)入社 2010年11月 当社設立 取締役(現任)	360,000株

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	ほんだ ひろゆき 本田 浩之 (1960年10月30日)	<p>1984年 4月 (株)リクルート (現 (株)リクルートホールディングス) 入社</p> <p>2000年 4月 同社 執行役員次世代事業開発担当</p> <p>2003年 4月 同社 執行役員 兼 (株)リクルート HRマーケティング (現 (株)リクルートジョブズ) 代表取締役社長</p> <p>2005年 4月 (株)リクルート (現 (株)リクルートホールディングス) 取締役 兼 常務執行役員</p> <p>51job. Inc. Director</p> <p>2008年 4月 同社 取締役 兼 専務執行役員</p> <p>2012年 6月 同社 顧問</p> <p>2013年 4月 (株)オルトプラス 顧問</p> <p>2013年 7月 同社 社外取締役</p> <p>2014年 3月 (株)ジーニー 取締役 (株)リブセンス 社外取締役</p> <p>2014年 9月 当社 顧問</p> <p>2014年 10月 (株)ダブルスタンダード 社外取締役</p> <p>2016年 3月 TVISION INSIGHTS(株) 社外取締役 (現任)</p> <p>2017年 12月 当社 社外取締役 (現任)</p>	- 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本田浩之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 本田浩之氏につきましては、経営に関する専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 本田浩之氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、本田浩之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本田浩之氏の再任が承認された場合は、当該契約は引き続き効力を有するものであります。

以 上